

費用の配賦について

2023年4月11日
北海道電力株式会社

2. 個別原価計算フロー ①

(億円)

①原価等の算定
(2条～5条)

総原価	=	営業費	+	事業報酬	-	控除収益
6,260		7,098		323		1,161

基礎原価等項目
5,476

保留原価
785

(他社購入・他社販売、賠償負担金相当収益、事業税、電力費振替勘定、電気事業雑収益、預金利息)

②6部門整理
(6条1項)

水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等
228	3,826	544	25	166	687

③一般管理費等の整理
(6条2項～3項)

	+127		+208		+255		+6		+91
水力		火力		原子力		新工ネ等		販売	
355		4,035		800		30		257	

他社購入・他社販売

④販売費および購入販売項目の整理
(6条4項～6項)

	▲124		+603		+0		+366	
総水力		総火力		総原子力		総新工ネ等		給電
								16
								需要家
231		4,637		800		396		205
								一般販売
								36

⑦へ

給電費	自社需要に対する給電設備に係る費用
需要家費	調定、集金に係る費用
一般販売費	自社の小売需要家に対する販売に係る費用

2. 個別原価計算フロー ②

(億円)

⑤送配電非関連 費の整理 (7条、8条)		総水力	総火力	総原子力	総新工ネ等	給電費	需要家費	計
自社分		355	4,035	800	30	16	205	5,440
購入販売		▲124	603	0	366	-	-	845
計		231	4,637	800	396	16	205	6,285
固定費		263	626	793	30	16	-	1,727
可変費		▲32	4,012	7	366	0	-	4,353
需要家費		-	-	-	-	-	205	205

※購入販売について、販売分はマイナス値で表示しています。

(億円)

⑥需要種別別 配分 (9条～10条)		総水力	総火力	総原子力	総新工ネ等	給電費	需要家費	計
固定費	特定需要	54	128	162	6	3	-	352
	非特定需要	209	498	631	24	13	-	1,375
	(配分比率)	Ⓐ2:1:1比	Ⓐ2:1:1比	Ⓐ2:1:1比	Ⓐ2:1:1比	Ⓐ2:1:1比	-	-
可変費	特定需要	▲6	716	1	58	0	-	769
	非特定需要	▲26	3,296	5	309	0	-	3,584
	(配分比率)	ⒷkWh比	ⒸkWh比	ⒹkWh比	ⒺkWh比	ⒻkWh比	-	-
需要家費	特定需要	-	-	-	-	-	132	132
	非特定需要	-	-	-	-	-	73	73
	(配分比率)	-	-	-	-	-	Ⓖ口数比	-
合計		231	4,637	800	396	16	205	6,285

(配分比率)

	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ	Ⓖ
特定需要	20.402%	17.957%	17.843%	17.663%	15.760%	17.663%	64.585%	
非特定需要	79.598%	82.043%	82.157%	82.337%	84.240%	82.337%	35.415%	

2. 個別原価計算フロー ③

⑦保留原価の配分（11条～16条）

(億円)

		賠償負担金 相当収益	一般販売費	左記までの 原価計	左記までの 原価比	第一次 追加項目 (※1)	左記までの 原価比	第二次 追加項目 (※2)	総追加項目	原価合計
合計		▲12	36	6,308	100%	▲115	100%	67	▲25	6,260
固定費	特定需要	▲2	2	352	5.577%	▲6	5.577%	4	▲3	349
	非特定需要	▲10	8	1,373	21.760%	▲25	21.761%	15	▲12	1,362
可変費	特定需要	—	4	773	12.260%	▲14	12.260%	8	▲2	768
	非特定需要	—	20	3,604	57.136%	▲66	57.136%	38	▲7	3,577
需要家費	特定需要	—	1	133	2.109%	▲2	2.109%	1	▲0	132
	非特定需要	—	0	73	1.157%	▲1	1.157%	1	▲0	72

※1 電気事業雑収益、預金利息

※2 事業税、電力費振替勘定

(億円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	計
特定需要	352	▲3	769	▲2	132	▲0	1,254	▲5	1,249

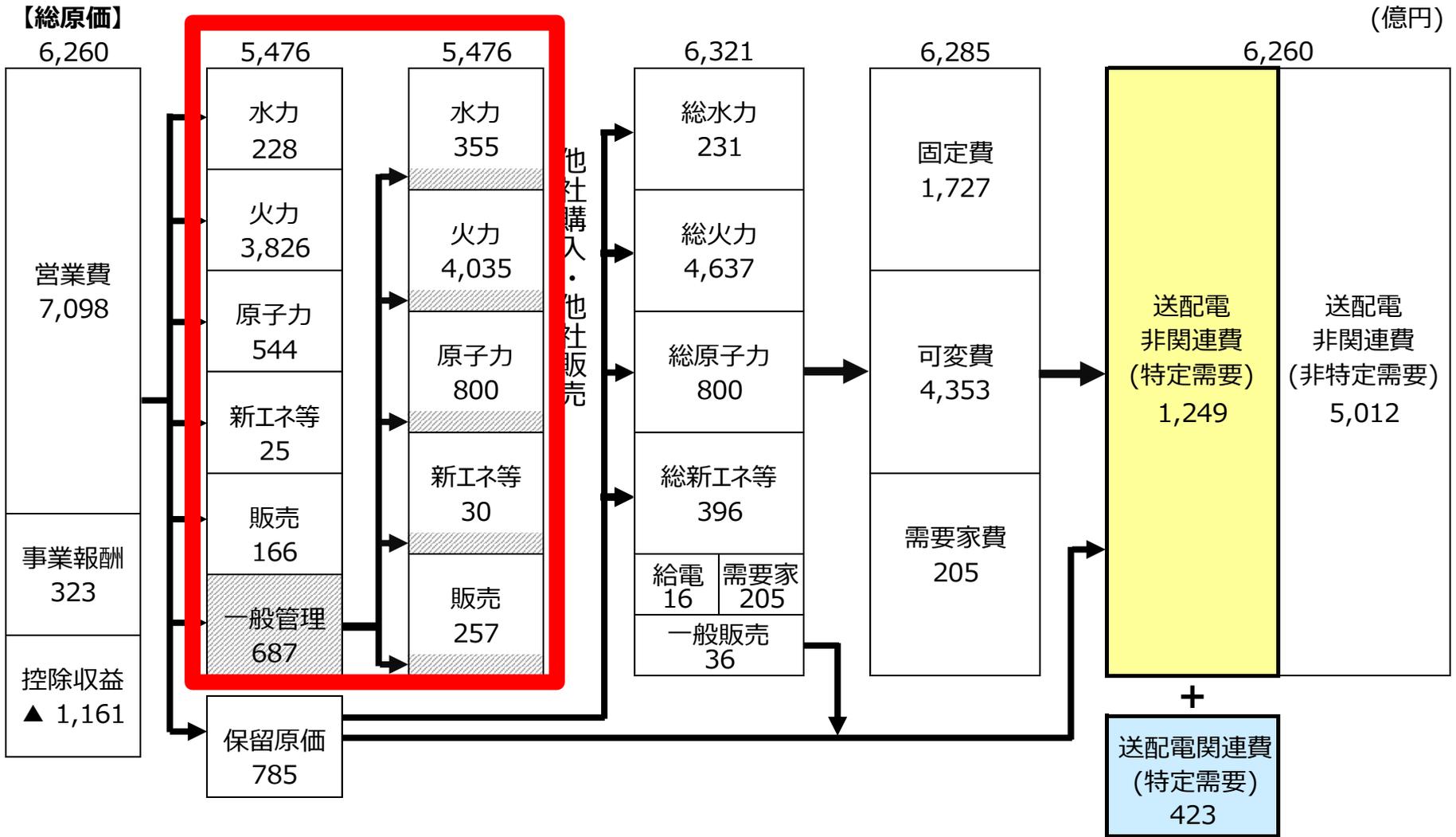
【個別原価計算の結果】

(億kWh、億円、円/kWh)

	需要	送配電非関連費								送配電関連費		合計	
		固定費		可変費		需要家費		計		金額	単価	金額	単価
		金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価				
特定需要	40	349	8.65	768	19.01	132	3.27	1,249	30.93	423	10.47	1,672	41.40

3. 6部門整理・一般管理費等の配分

6部門整理・一般管理費等の整理



3. 6部門整理・一般管理費等の配分

- 原価の項目ごとに、発生の主な原因を勘案して、水力～一般管理費等までの6部門に整理します。
- このうち一般管理費等については、A B C（Activity Based Costing：活動基準原価計算）手法により、他の5部門に配分します。
- 具体的には、直課（特定部門に全て帰属させることができる費用を各部門に整理）、帰属（直課できない費用を、客観的かつ合理的な基準（コストドライバー）を設定し、それに従って各部門に配分）、または配賦（直課や帰属では整理できない費用を、代理的な比率を用いて各部門に配分）により整理します。

【5部門整理結果】

(億円)

		水力	火力	原子力	新エネ等	販売	合計
固有費		228 (64.2%)	3,826 (94.8%)	544 (68.1%)	25 (81.6%)	166 (64.5%)	4,789 (87.5%)
一般 管理 等	直課	73 (20.7%)	102 (2.5%)	150 (18.7%)	4 (12.3%)	5 (2.1%)	335 (6.1%)
	帰属	25 (6.9%)	36 (0.9%)	50 (6.2%)	1 (2.4%)	43 (16.6%)	154 (2.8%)
	配賦	29 (8.2%)	69 (1.7%)	55 (6.9%)	1 (3.7%)	43 (16.8%)	198 (3.6%)
		127 (35.8%)	208 (5.2%)	255 (31.9%)	6 (18.4%)	91 (35.5%)	687 (12.5%)
合計		355 (100.0%)	4,035 (100.0%)	800 (100.0%)	30 (100.0%)	257 (100.0%)	5,476 (100.0%)

直課率
94%

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 別表第2 第1表1

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。
- (2) (1)の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）を用いて整理すること。

- 一般管理費等の配分において、事業者の実情に応じた基準により算定することで、より適切に費用を配分できる場合は、当該基準（事業者設定基準）をあらかじめ経済産業大臣に届け出ることにより、事業者設定基準にもとづいて費用を配分することができることになっています。

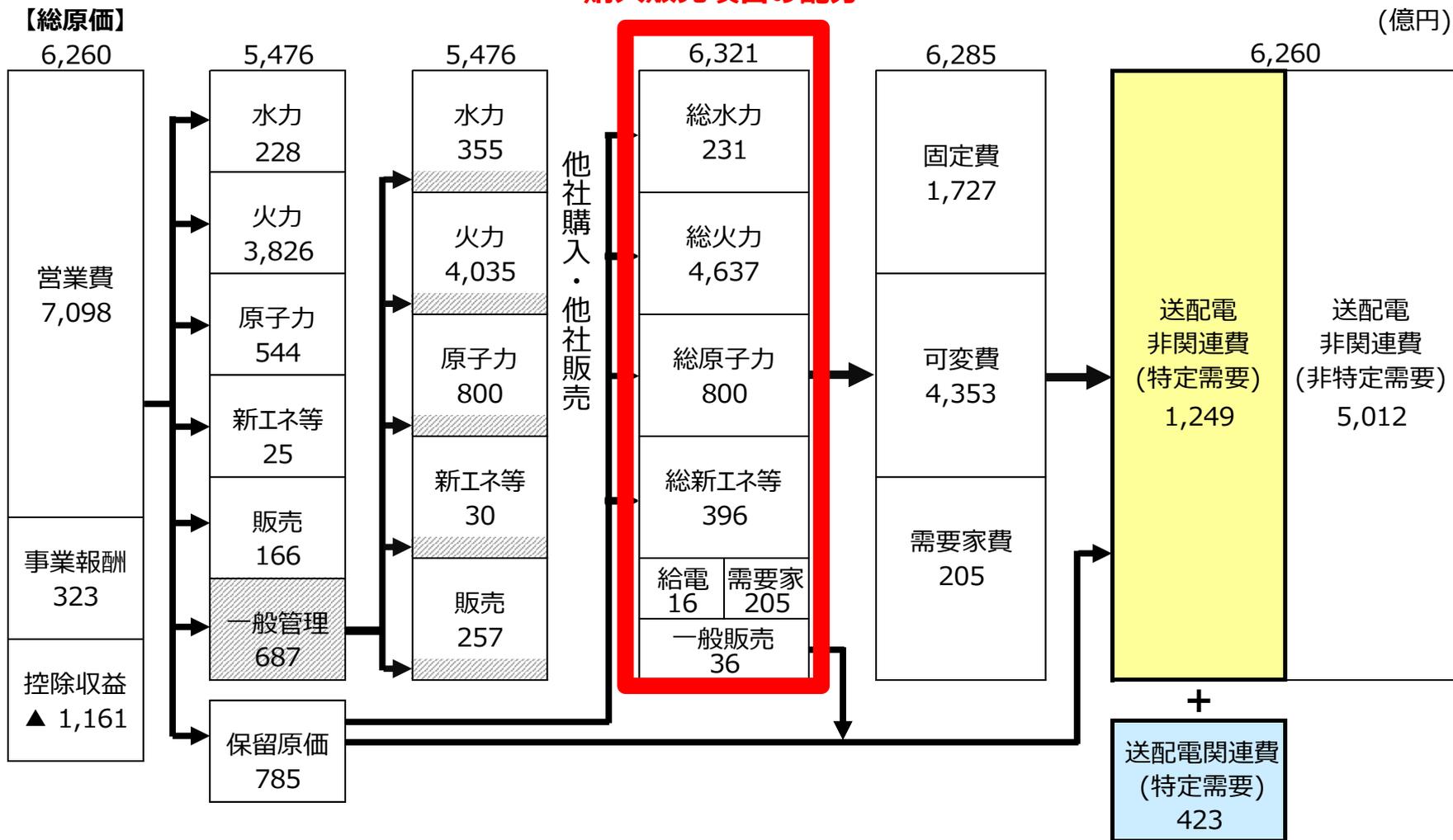
【事業者設定基準一覧】

		省令上の基準	事業者設定基準	区分
賃借料	機械賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	直課された各部門人員数比	帰属
	上記以外の賃借料	〃	各部門業務用建物(借用)床面積比	〃
株式交付費		各部門設備別帳簿原価比	各部門設備別建設費(帳簿価額)比	〃
株式交付費償却		〃	〃	〃
社債発行費		〃	〃	〃
社債発行費償却		〃	〃	〃
電気事業報酬	特定固定資産	内容毎に各部門設備別帳簿価額比	〃	配賦
	建設中の資産	〃	〃	〃
	運転資本(営業資本)	〃	各部門設備別建設費(帳簿原価)比	〃
	繰延償却資産	〃	各部門設備別建設費(帳簿価額)比	〃

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第6条

第5項 第2項及び前項の規定において、事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第2項及び前項の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

販売費の整理・ 購入販売項目の配分



4. 販売費の配分

- 販売費は、A B C手法により、給電費、需要家費および一般販売費に配分します。
- 販売費の配分におけるコストドライバーは、費目ごとに、料金算定規則に規定されています。

【販売費の配分結果】

(億円)

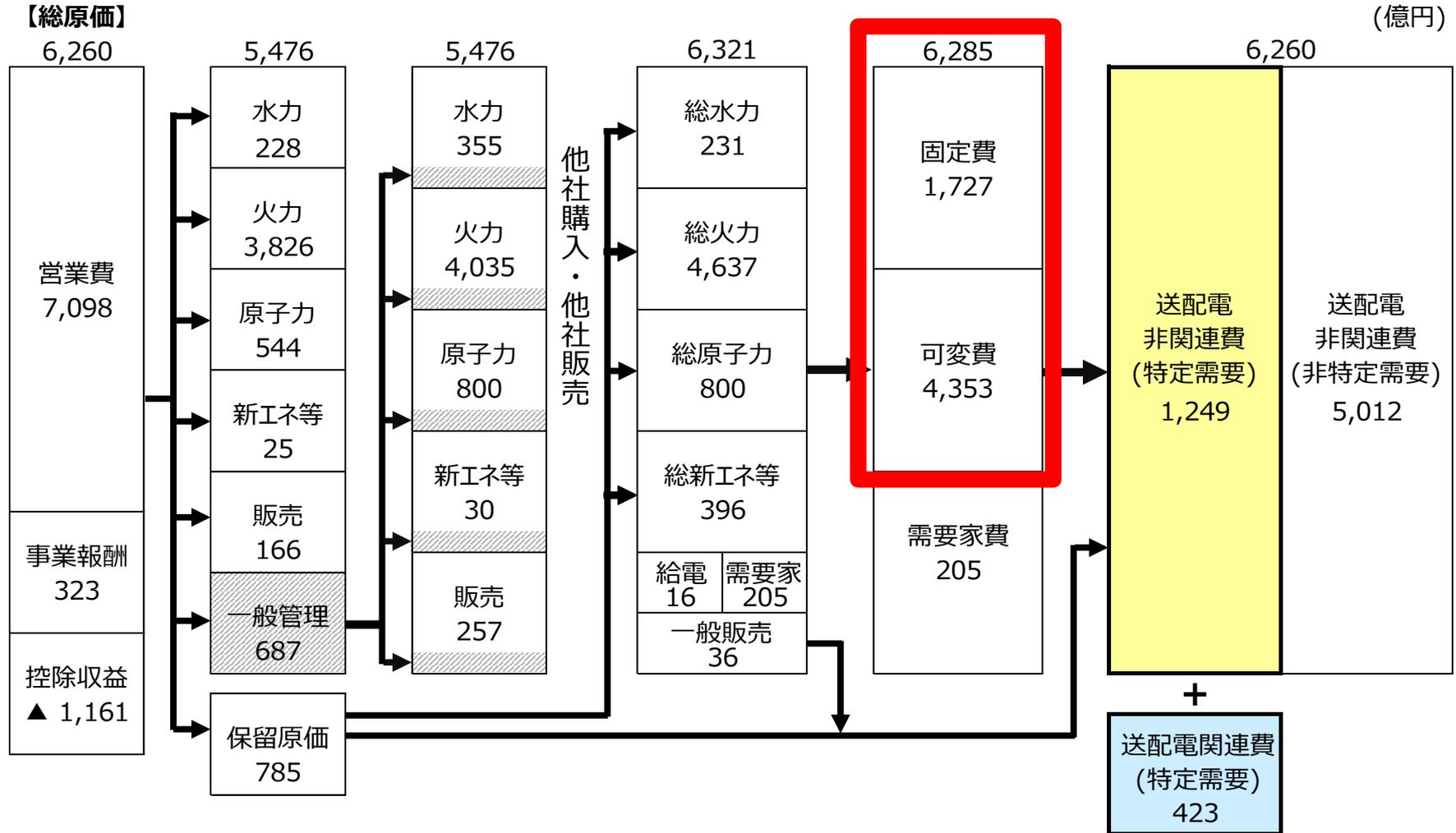
	対象費目	コストドライバー	配分結果			
			給電費	需要家費	一般販売費	合計
直課	委託費・諸費 等		6	84	19	109
帰属 ・ 配賦	修繕費・委託費	(社有・借用計) 床面積比	3	36	4	43
	固定資産税・減価償却費 等	(社有) 床面積比	1	7	2	10
	賃借料	(借用) 床面積比	0	8	0	9
	上記以外	直課された人員数比	6	69	11	86
合計			16	205	36	257

コストドライバー	配分比率		
	給電費	需要家費	一般販売費
業務用建物（社有・借用計）床面積比	7.542%	83.127%	9.331%
業務用建物（社有）床面積比	13.076%	71.409%	15.515%
業務用建物（借用）床面積比	3.740%	91.177%	5.083%
直課された人員数比	6.468%	80.794%	12.738%

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第6条

第4項 事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第2第1表及び第2表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）並びにその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理し、様式第4により販売費整理表を作成しなければならない。

固定費・可変費の整理



特定小売料金原価 → 1,672

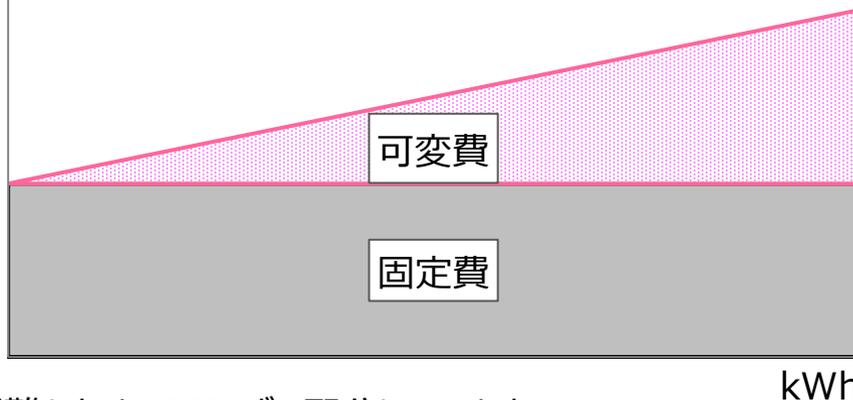
- 送配電非関連費（需要家費を除く）について、固定費（販売電力量にかかわらず必要な費用）および可変費（販売電力量によって変動する費用）に配分します。

【固定費／可変費の配分結果】 (億円)

送配電非関連費			
合計	固定費	可変費	(参考)需要家費
6,080	1,727	4,353	205

※固定費／可変費の配分結果の詳細は、3ページに記載

費用	費用
可変費 販売電力量によって変動する費用 ・燃料費 ・廃棄物処理費 ・消耗品費の50%※ など	固定費 販売電力量にかかわらず必要な費用 ・人件費 ・修繕費 ・減価償却費 ・消耗品費の50%※ など

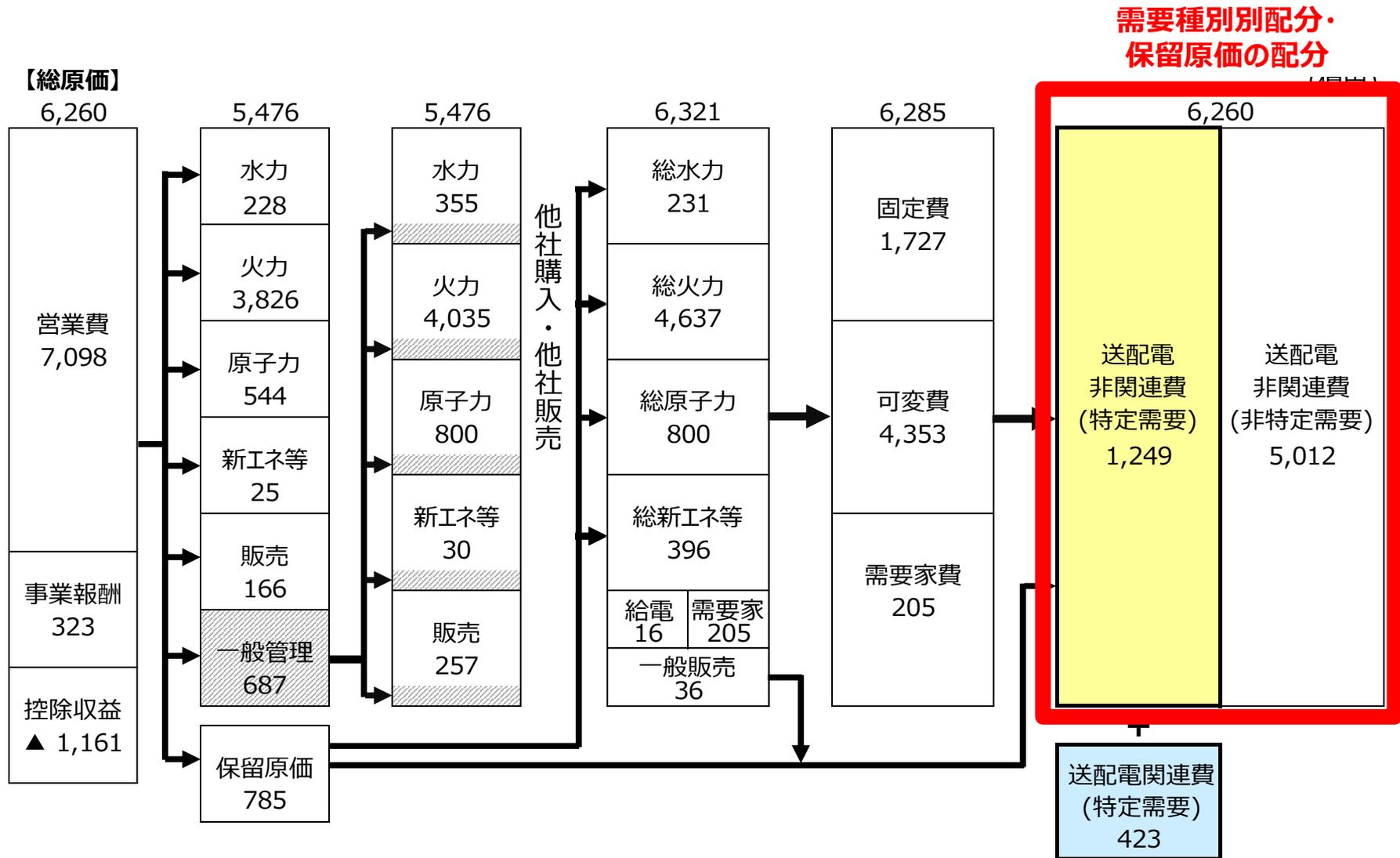


※消耗品費は、固定費と可変費に厳密に区分することが困難なため、50%ずつ配分しています。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第8条

第1項 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般管理費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し・・・（以下省略）

第2項 事業者は、前項第2項に掲げる基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、当該基準を、あらかじめ、経済産業省に届け出なければならない。（以下省略）



- 需要種別別配分については、料金算定規則に基づき、固定費・可変費・需要家費ごとに、以下の比率により特定需要・非特定需要へ配分します。

固定費	可変費	需要家費
2 : 1 : 1 比で配分	発受電量比で配分	口数比で配分

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第10条

第1項 事業者は、第7条の規定により整理された需要家費の合計額、第8条第1項又は第3項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

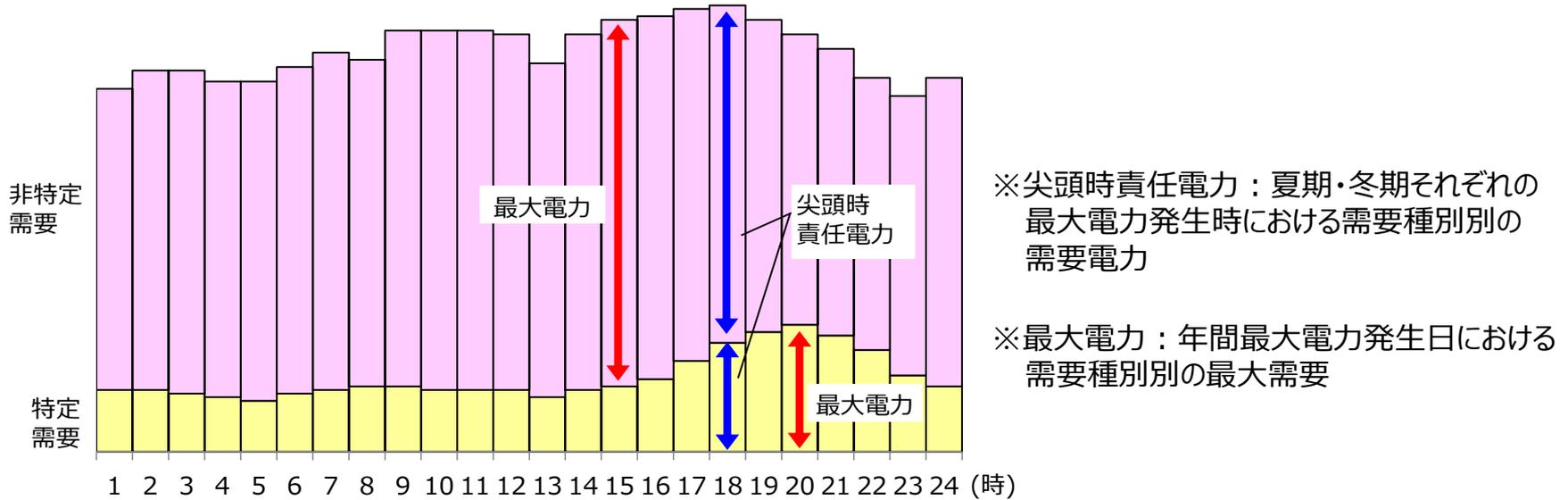
第2項 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 第8条第1項又は第3項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第5項の規定により算定された値	固有固定費
二 第8条第1項又は第3項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	前条第4項第4号の規定により算定された割合	固有可変費
三 第7条の規定により整理された需要家費の合計額	前条第6項の規定により算定された割合	固有需要家費

- 固定費を特定需要と非特定需要に配分する際に使用する比率は、以下のとおり算定します。

$$2 : 1 : 1 \text{ 配分比率 (\%)} = (\text{最大電力の割合} \times 2 + \text{夏期尖頭時責任電力の割合} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力の割合} \times 0.5 + \text{発受電量の割合} \times 1) \div 4$$

【電圧別・時間別電力需要（2 : 1 : 1 配分比率の諸元）イメージ】



【送配電非関連固定費の配分比率】（2023年度～2025年度の想定値平均）

	最大電力		夏期尖頭時責任電力		冬期尖頭時責任電力		発受電量	
	MW	%	MW	%	MW	%	GWh	%
非特定需要	3,371	77.306	2,754	84.255	3,107	78.630	20,434	82.337
特定需要	990	①22.694	515	②15.745	844	③21.370	4,384	④17.663
合計	4,361		3,269		3,951		24,818	

○ 2 : 1 : 1 配分比率

特定需要配分比率 = (①22.694×2 + ②15.745×0.5 + ③21.370×0.5 + ④17.663×1) ÷ 4 = 20.402%

- 2 : 1 : 1 配分比率を算定する際に使用する最大電力の割合と尖頭時責任電力の割合は需要種別別・時間別電力需要により算定しており、需要種別別・時間別電力需要は月間の電力量等をもとに推計しています。
- 具体的には、①需要種別（特定需要・非特定需要）別の電力量と②時間別電力需要比率の推計値をもとに以下のとおり算出しています。

需要種別別・時間別電力需要

=

①需要種別別の電力量

×

②時間別電力需要比率の推計値

①需要種別別の電力量	需要種別別の月間電力量およびH 3 日量比率※により、夏期・冬期最大電力発生日の日電力量を算出 ※月間の電力量に占める最大3日平均電力（H 3）発生日の日電力量の比率
②時間別電力需要比率の推計値	夏期・冬期最大電力発生日の時間別（1時～24時）の電力需要比率を算出 ※スマートメーターの実測データ（サンプリング調査）をもとに算出

7. 保留原価の配分

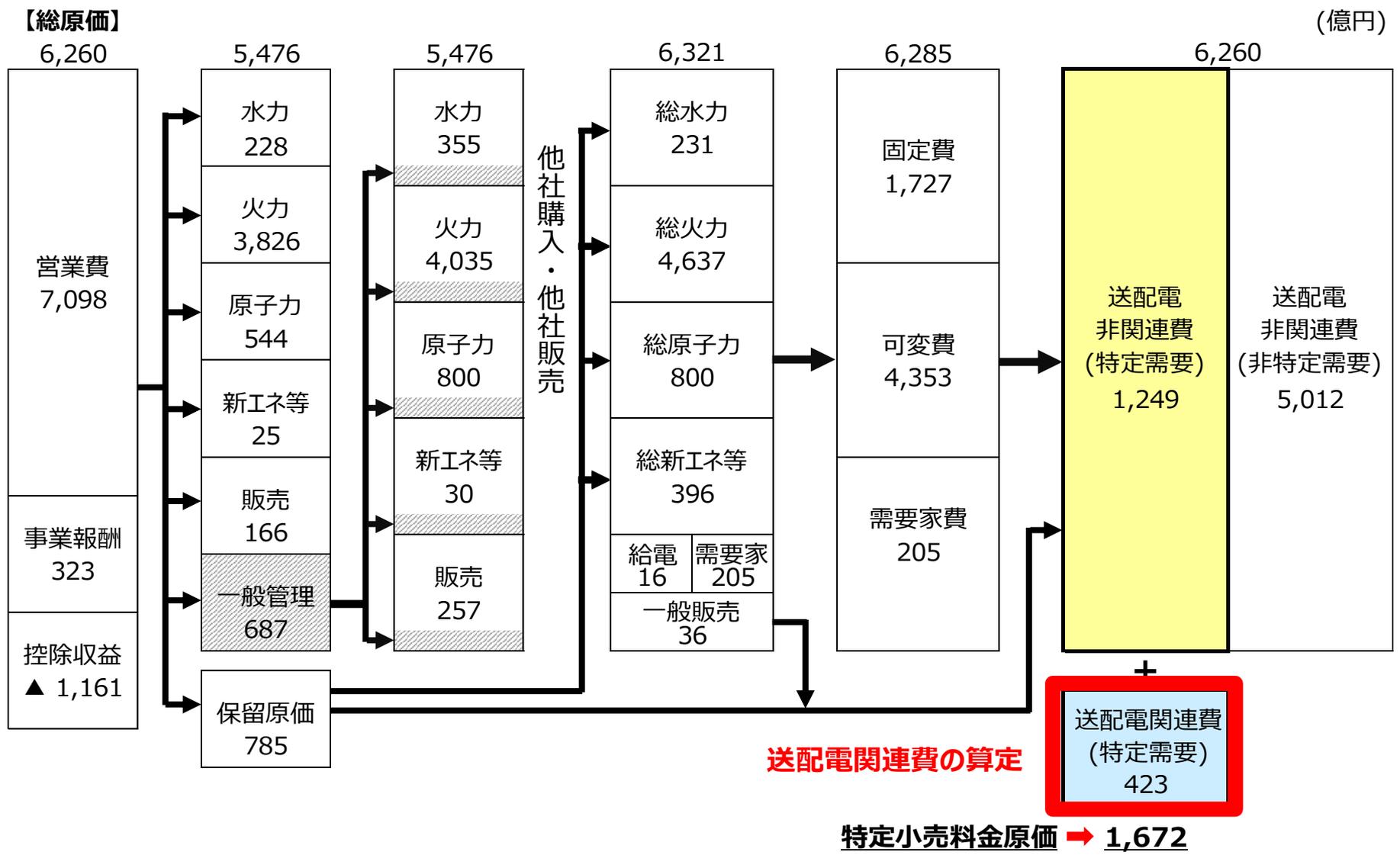
- 整理を保留していた原価については、以下のとおり配分しています。

【保留原価の配分】

(億円)

	金額	区分	配分比率	根拠条文
①賠償負担金相当収益	▲12	固定費	2 : 1 : 1 比	第 1 1 条
②一般販売費	36	固定費／可変費 ／需要家費	整理保留原価配分前の固有費 原価比	第 1 2 条
③電気事業雑収益	▲115	固定費／可変費 ／需要家費	整理保留原価配分前の固有費 + ①～②の合計の原価比	第 1 3 条
④預金利息	▲0	固定費／可変費 ／需要家費		
⑤事業税	67	固定費／可変費 ／需要家費	整理保留原価配分前の固有費 + ①～④の合計の原価比	第 1 4 条
⑥電力費振替勘定（貸方）	▲0	固定費／可変費 ／需要家費		
合 計	▲25	-	-	-

8. 送配電関連費の算定



- 送配電関連費として、託送供給等約款に基づき、特定需要に係る託送供給に要する費用を算定しました。
- 具体的には、当社料金メニューと託送料金メニューとの対応関係に基づき、以下のとおり算定しています。

【送配電関連費内訳】

(億円)

小売契約種別	適用する託送接続送電サービスメニュー	金額
定額電灯	電灯定額接続送電サービス	4
従量電灯	電灯標準接続送電サービス	311
臨時電灯	電灯臨時定額接続送電サービス、電灯臨時接続送電サービス	3
公衆街路灯	電灯定額接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス	35
低圧電力	動力標準接続送電サービス	65
臨時電力	動力臨時定額接続送電サービス、動力臨時接続送電サービス	1
農事用電力	動力標準接続送電サービス	2
	その他 ※	2
	合計	423

※近接性評価割引および事業用電力、停止中所内電力に係る託送料金のうち特定需要相当分。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第16条

事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第7により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

第2項 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）として、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第18条第1項の認可の申請をした託送供給等約款又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第5項若しくは第8項の規定による変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額 送配電関連費

9. 今回申請した原価の配分結果

- 特定需要と非特定需要への原価配分は、以下のとおりとなりました。
- なお、原価には、販売電力量によって変動する費用（可変費：燃料費、廃棄物処理費など）と、販売電力量にかかわらず必要な費用（固定費：人件費、修繕費、減価償却費など）があることに加え、費用配分において口数比率により配分する過程があるため、原価配分結果は販売電力量の比率と一致しません。

【費目別の特定需要・非特定需要への配分結果】 (億円、億kWh)

	特定需要	非特定需要	合計
人件費	67 (29.1%)	163 (70.9%)	229
燃料費	573 (17.8%)	2,638 (82.2%)	3,211
修繕費	89 (20.6%)	344 (79.4%)	434
減価償却費	74 (21.0%)	281 (79.0%)	355
事業報酬	66 (20.4%)	257 (79.6%)	323
購入電力料	334 (17.8%)	1,545 (82.2%)	1,879
公租公課	44 (20.9%)	165 (79.1%)	208
その他	221 (28.3%)	561 (71.7%)	782
控除収益	▲219 (18.9%)	▲942 (81.1%)	▲1,161
送配電非関連費計	1,249 (19.9%)	5,012 (80.1%)	6,260
送配電関連費	423	-	
合計	1,672	-	

… 燃料費は発電電量(kWh)比で配分しますが、送電ロスの差により販売電力量(kWh)比とは一致しません

販売電力量	40 (17.3%)	193 (82.7%)	234
-------	------------	-------------	-----